

## 令和5年度 国民健康保険税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。

●納税義務者は世帯主です。

世帯主が国保加入者でない場合も、世帯主が国保税の法的納税義務者となります。  
納税通知書は、世帯主の方あてに届きます。

●低所得者世帯への減額措置対象が拡大されます。(申請手続き不要)

国保加入者全員と世帯主の(前年中)所得合計金額が一定金額  
以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

●国保税の賦課限度額が引き上げになります。

102万円 → 104万円 (令和5年度)

《おねがい》

令和5年度(令和4年1月～12月分)の所得申告  
がまだの方は、お早めに申告をお願いします。  
※申告は令和5年1月1日時点で住民票がある  
市町村へ相談しましょう。

●期限内の納付にご協力をお願いします。

徴収率の向上、事務の効率化などにつながる口座振替をおすすめしています!!

国保税について  
詳しくはコチラ!



世帯員の中に未申告者が  
いる場合は低所得者に対する  
軽減がされません。所得が無い  
場合でも必ず申告しましょう!



普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納付期限	7/31(月)	8/31(木)	10/2(月)	10/31(火)	11/30(木)	1/4(木)	1/31(水)	2/29(木)
口座振替日	7/25(火)	8/25(金)	9/25(月)	10/25(水)	11/27(月)	12/25(月)	1/25(木)	2/26(月)
年金特徴	65歳以上～75歳未満の方のみの国保加入者世帯は、国保税が原則年金天引となります。							

全期前納(口振)をご利用の方は、第1期引落日(7/25)となります。

今回より、コンビニ納付とアプリ決済ができるようになりました。(期限を過ぎると利用できなくなりますのでご注意ください。)

●忘れていませんか?

国民健康保険加入中の方が社会保険に加入した場合、マイナ保険証を利用していても国民健康保険の喪失手続きが必要です。必要書類については健康保険課までお問い合わせください。

※国民健康保険へ加入する場合も同様に続きが必要です。

### 国保税を滞納すると・・・

国保税を滞納すると、督促状や催告状が送付されるほか、延滞金に加算され、結果的に納めなければならない額が増える場合があります。また、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があるほか、医療機関の窓口で、医療費の10割を負担することになる場合があります。

《国保税を納めたいけど納められない、そんな時にはまず相談!》

納付が困難な場合は、分割納付や減免制度があります。早めに相談ください。  
お仕事等で開庁時間内に来られない方でも、平日(月～金)午後7時まで徴  
収員が対応いたします。

納付ができないからといって  
放って置かないで、早め  
に窓口で相談  
してね!



【お問い合わせ】 健康保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163

床張替え/クロス貼替え

タイル張替え/アルミ格子、雨戸

水廻り工事(トイレ・浴室・台所)

水道管取替え/石油ボイラー取替え

玄関、勝手口1dayリフォーム

塗装/防水/ひび割れ補修

1件、1件、丁寧な施工を  
致します。お見積り無料!!  
お気軽にお電話下さい。



**サンリフォーム沖縄**

西原町字内間111-2 TEL.882-9155

☎0120-882-916



### 後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和5年 7月31日

交付年月日 令和5年 8月 1日

被保険者番号	12345678	
被 住 所	西原町字与那城140番地の1	
被 保 険 者 氏 名	後藤 太郎	男
生 年 月 日	昭和 28年 4月30日	
資格取得年月日	平成20年 4月 1日	
喪失年月日	平成30年 8月 1日	
一般利用者の割合	2割	
被保険者番号並びに保険者の名称及び住所	3 9 4 7 3 2 1 3 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合	

75歳以上の方へ

## 後期高齢者医療保険

※令和5年8月から保険証が切り替わります

### 新しい保険証について

●“(新)保険証”は7月下旬までに郵送(※簡易書留)します。  
※不在の場合は不在票(黄色)が投かんされます。

●“(新)保険証”は8/1(火)からのご利用となります。  
※7/31(月)までは(旧)保険証をご利用ください。



●色(ピンク)の変更はありません。

### 保険料軽減制度の改正について



① 均等割額の軽減措置判定基準所得が改正されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
7割軽減	〔43万円+(給与所得者等 <sup>※</sup> の数-1)×10万円〕以下の世帯5割軽減
5割軽減	〔43万円+(給与所得者等 <sup>※</sup> の数-1)×10万円+29万円×世帯に属する被保険者数〕以下の世帯
2割軽減	〔43万円+(給与所得者等 <sup>※</sup> の数-1)×10万円+53.5万円×世帯に属する被保険者数〕以下の世帯

※給与所得者等とは  
 ・一定の給与所得者(給与収入55万円超)  
 ・公的年金等に係る所得を有するもの  
 (公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超 または、65歳以上で110万円超)

② 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合等)の被扶養者だった方は、被保険者になった月から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課せられません。)

【お問い合わせ】健康保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163  
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8012

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆様 はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術利用券を発行しています。

#### ●対象者

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方で、末しょう神経疾患または運動器疾患により医師の診療を受けたことがある方。ただし、現在、当該疾患により療養費給付を受けている場合は、利用できません。

#### ●助成内容

1回施術につき800円の助成(利用券)で、一人あたり年間 6回(令和6年3月31日まで利用可能)  
 ※ただし、国民健康保険加入者について資格喪失後は、利用できません。

#### ●申請方法

国民健康保険証または、後期高齢者医療被保険者証(ピンク)を持って、健康保険課 窓口までお越しください。利用券を交付します。

【お問い合わせ】健康保険課 国民健康保険係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163